

平成24年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

- 1 東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例により、平成26年度から平成35年度の10年間に限り、個人住民税均等割に 1,000円（県民税500円、市町村民税500円）が加算されます。
※東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律によるものです。
- 2 平成26年度分以後の個人住民税について、次の改正が適用されます。
 - (1) 給与所得控除について、給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと等から、給与収入1,500万円を超える場合に上限（245万円）を設定します。
 - (2) 特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等を行います。
- 3 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止します（平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用します。）。
- 4 年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。

不動産取得税

- 1 住宅及び土地に係る税率を3%とする特例措置が平成27年3月31日まで3年延長されました。
- 2 宅地評価土地に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置が平成27年3月31日まで3年延長されました。
- 3 土地取得後の特例適用住宅新築までの経過年数要件（2年以内）を3年以内（やむを得ない事情があると認められる場合には4年以内）に緩和する特例措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

自動車取得税

環境性能に優れた自動車に係る時限的な軽減措置について、燃費基準を、最新の基準（平成27年度基準）に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、平成27年3月31日まで3年延長されました。

また、バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特例措置、先進安全自動車（ASV）の取得に係る特例措置が新たに創設されました。

軽油引取税

課税免除の特例措置が平成27年3月31日まで3年延長されました。

ただし、次の6業種については、平成24年3月31日をもって特例措置が廃止されました。

※ 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業

自動車税

環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車を重課する「自動車税のグリーン化」について、軽減対象の見直しを行い、2年延長されました。

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された低公害車等について、当該登録の翌年度に特例措置が講じられます。

固定資産税

- 1 新築住宅及び長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を平成26年3月31日まで延長することとなりました。
- 2 住宅用地に係る据置特例を平成25年度までは負担水準90%以上の住宅用地について存置した上で、平成26年度に廃止することとなりました。